

令和6年度違反建築防止週間に一斉公開建築パトロールを実施します！

違反建築防止週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く市民に理解と認識を深めていただき、違反建築物の発生防止を図るとともに、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的として、令和6年10月15日(火)から10月21日(月)まで全国的に実施しています。

川崎市においても違反建築防止週間を実施するとともに、次のとおり市内の共同住宅又は戸建住宅等の建築工事現場について一斉公開建築パトロールを令和6年10月16日(水)及び18日(金)に行います。

1 違反建築防止週間

令和6年10月15日(火)から10月21日(月)まで



令和5年度のパトロールの様子

2 一斉公開建築パトロールの概要

- (1) 実施日 令和6年10月16日(水)・18日(金)
- (2) 調査対象 共同住宅又は戸建住宅等の建築工事現場(調査対象非公開)
- (3) 調査区域 川崎市全域

3 違反建築防止週間についての広報活動

- (1) ポスターの掲示(令和6年10月8日(火)から10月21日(月)まで)

ポスターを関係団体に配布し、また、本庁舎及び各区役所に掲示します。また、本庁舎内のデジタルサイネージへ表示します。

- (2) 関係団体への協力依頼

関係団体に、本週間の趣旨を理解いただくことと、改めて関係法令遵守の徹底について関係団体所属会員及び職員への周知を依頼します。

※関係団体

- 一般社団法人神奈川県建築士会川崎支部
- 一般社団法人川崎建設業協会
- 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
- 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部
- 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部
- 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部
- 川崎市住宅供給公社
- 一般財団法人川崎市まちづくり公社

問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築指導課 工藤

電話 044-200-3005